

菊陽町プレミアム付振興券事業対象店募集要項

1 事業の目的

原油価格や物価高騰の影響を受ける家計の負担軽減と、コロナ禍からの回復途上にある町内各店舗への支援による地域経済の活性化を図ることを目的として、町内店舗で使用できる商品券と食事券をセットにした菊陽町プレミアム付振興券事業を実施する。

2 事業の概要

名 称	菊陽町プレミアム付振興券
発 行 者	菊陽町
対 象 者	町内の全世帯（購入引換券を各世帯に2部配布）
発 行 総 額	320,000,000円（プレミアム分120,000,000円を含む）
発 行 部 数	40,000部
販 売 単 位	額面8,000円を1部として販売する ※プレミアム率60% （商品券：1,000円券5枚、食事券：500円券を6枚で構成）
販 売 価 格	1部あたり5,000円
販 売 期 間	令和4年9月8日～令和4年12月11日
利 用 期 間	令和4年9月8日～令和5年1月9日
販 売 方 法	引換券による販売
販 売 所 （予定）	ゆめタウン光の森、カリーノ菊陽、ザ・ビッグ菊陽店、菊陽町総合交流ターミナルさんふれあ、菊陽町社会福祉協議会、ほっとステーション武蔵ヶ丘、光の森町民センターキャロップピア
対 象 店	商品券：町内に事業所又は店舗を有する事業者 食事券：町内飲食店 ※事前に登録をすませたものに限る
換 金 手 続 期 間	令和4年9月15日～令和5年1月20日

3 商品券、食事券の取扱いに係る注意事項

- ・商品券は、物品の販売又は役務の提供などの対価の支払いに利用できる。
- ・食事券は、対象店で提供される飲食の対価の支払いに利用できる。
- ・商品券は、食事券の利用店舗としてのみ登録をされた店舗では、利用できません。
- ・食事券は、商品券の利用店舗としてのみ登録をされた店舗では、利用できません。
- ・商品券、食事券の券面金額に満たない支払に利用される場合は、釣銭を支払わない。
- ・対価の支払いに不足が生じる場合は、その不足分を現金等で受け取る。
- ・利用期間を過ぎた場合は、商品券、食事券の利用を認めない（受け取らない）。
- ・受け取った商品券、食事券の裏面に受領日と店名を記入し、換金するまで厳重に保管する。

- ・商品券、食事券の盗難、紛失、滅失、偽造等に対して、発行者は責任を負わない。
- ・商品券、食事券を取り扱う全ての従業員に商品券、食事券の見本を予め確認させる。
- ・支払いに利用される商品券、食事券について、受け取る際に色合いや質感などの形式的な確認を行う。
- ・形式的な確認により商品券、食事券が偽造されたことが明らかと認められる場合は、商品券、食事券の受取りを拒んだ上で、速やかに警察に通報し、町及び菊陽町商工会に報告する。

4 商品券、食事券の利用対象にならないもの

- ・未登録の店舗において商品券、食事券を利用する場合
- ・出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、電気等の公共料金 等）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業（ゲームセンター、パチンコ等）に係る支払
- ・その他商品券、食事券事業の目的に沿わない場合

5 対象店の登録の要件

【商品券の場合】

町内に事業所又は店舗等を有する事業者とし、町内の店舗に限り商品券を利用可能と出来る者。ただし、食事券の対象店に該当する事業者を除く。

※商品券の対象店舗であり、かつ、食事券の対象店舗であると判断できる場合には、両方での登録も可能とします。（例：飲食店を経営しており、同一店舗内で小売店を経営している場合等）

※商品券の対象店として、登録申し込みをされていた場合でも、食事券の対象店であるところから判断できる場合は、食事券の対象店に登録を行うことがあります。

【食事券の場合】

町内に店舗を有する事業者とし、現に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく「飲食店営業」の許可（同許可を令和3年6月1日以前に受けている場合は、改正前食品衛生法第52条第1項に基づく許可のことをいう。）を受けている店舗で、かつ、日本標準産業分類「76 飲食店」に分類される者。

※昨年度実施したプレミアム付食事券事業同様、原則として、テイクアウト・デリバリー専門店、キッチンカーなど、日本標準産業分類「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される店舗や、パン屋やケーキ屋等「58 飲食料品小売業」に分類される店舗は、食事券の対象ではありません（商品券の対象となります）。ただし、イートインスペースやフードコートが併設されている場合については、個別判断します。別紙「食事券対象店判断フロー図」もご参照ください。

※食事券の対象店として、登録申し込みをされていた場合でも、商品券の対象店であるとこちらで判断できる場合は、商品券の対象店に登録を行うことがあります。

【商品券、食事券の登録が出来ない事業者】

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員が営業に携わっている者
- ②宗教団体、政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業その他の行為を行う者
- ③熊本県が定める感染対策防止チェックリスト等に基づき新型コロナウイルス感染防止対策を行っていない者

6 対象店の責務

- ・対象店であることが町民に分かりやすいようにチラシ等を掲示するものとする。
- ・商品券、食事券の利用可能な支払いについて、受取を拒否しない。
- ・商品券、食事券と現金の交換を行わない。
- ・商品券、食事券を偽造又は変造しない。
- ・商品券、食事券の譲渡及び売買を行わない。
- ・商品券、食事券の2次利用を禁止する。

7 登録の申込み方法

希望者は、別紙の「登録申込書」及び振込口座の金融機関名、支店名、名義人、口座番号が確認できる通帳の写しを菊陽町商工会に提出する。

なお、提出の方法は、郵送、持参又は電子メール（PDF形式）によるものとする。

8 申込期間

令和4年7月20日（水）から令和4年11月30日（水）まで

9 登録の認定

対象店の認定については、対象店掲示用チラシの交付することとし、併せて対象店一覧表に店名を記載のうえ、町ホームページに掲載します。

8月17日（水）までに申し込みを行った店舗については、対象店一覧を記載したチラシにも店名を記載し、各販売所で配布を行う。

10 登録に当たっての留意事項

- (1) 申込書の内容に虚偽の記載や違反があった場合は、対象店としての登録を取り消すことがある。
- (2) 対象店の認定を受けた日又は令和4年9月8日（木）のいずれか遅い日から商品券、食事券の利用を認めることとする。
- (3) 対象店の認定を取り消された場合は、その日以降、当該店舗による商品券、食事券の受取り及び換金を認めない。

11 換金方法

受け取った商品券、食事券については、菊陽町商工会にて換金の手続きを行い、後日指定口座に振込を受ける。

なお、振込手数料については、菊陽町商工会が負担するものとする。

※商品券、食事券の利用が少ない場合は、複数月分をまとめて請求していただくようご協力をお願いします。

※換金を請求する商品券、食事券には、必ず受取日と店名の記載をお願いします。

12 申込先

菊陽町商工会 〒869-1103 菊池郡菊陽町大字久保田 2816 番地

電話番号：096-232-2757

FAX：096-232-7480

メールアドレス：kikuyoushoko@gmail.com